

概 要

- 共同生活援助における支援の質を確保するため、運営基準において、新たに、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）
- 共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会計に関する諸記録として、利用者から徴収した食料料費等にかかる記録が含まれることや、食材料料費等として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示する。
- これらに加え、共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討することとしており、今年度調査研究事業を実施予定。

地域との連携等【新設】

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究

（令和6年度障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）事業概要）

- 共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。